

モノレール技士認定店規約

令和6年10月改訂

モノレール工業協会

<会員9社>

(株)池田鉄工所・光永産業(株)・ちぐさ技研工業(株)・モノレール鋼機(有)

(株)ニツカリ・米山工業(株)・(株)エルタ・(株)正富・飯田ユニパー(株)

モノレール技士認定店規約

モノレール工業協会

1. (目的)

モノレール事業に携わる販売店及びレンタル業者（以下、関係者）が積極的な安全啓発および秩序向上を行なうことにより、業界全体が発展することを目的とする。

2. (モノレール技士認定店制度)

1級技士1名以上を正規従業員（経営者含む）として雇用し、且つ2級技士1名以上を雇用している関係者で、モノレール工業協会正会員（以下、会員）の推薦を受け会員全員が承認した会社を、モノレール技士認定店（以下、認定店）とし認定証を交付する。

また認定店は、5年に1回以上の会員の教育講習（有料）を受講することが望ましい。

尚、認定店はモノレール工業協会（以下、協会）が認定する。

※認定店については技士資格の更新費用を半額免除とする。

※会員は1級技士更新費用の60%、2級・3級技士更新費用の50%を協会へ支払う。

* 認定料金…50,000円（税別・送料別）

3. (資格の喪失)

- (1) 協会の認定した認定店が、目的に反する行為や技士の責任による事故、規約違反を為したとの報告を受けた場合、技術委員会で事実確認及び協議を行い、認定証を取り消すこともある。原則として、技術委員会で全員の賛成で可決とする。
- (2) (1)の資格喪失後は、喪失日より向こう3年は資格取得ができない。また、喪失の3年後に技術委員会の審議にて資格取得認定の承認決定後、取得手続きを行う。
- (3) モノレール技士認定店の所属技士が資格を喪失した場合、喪失日より向こう1年以上のモノレール技士認定店の認定は無効となり、その期間は認定証を協会へ返還する。その場合の認定料は返金しない。また、喪失の1年後に技術委員会の審議にて再認定の承認決定後、認定証を再発行する。

4. (改訂記録)

- (1) 平成30年4月1日
- (2) 令和3年4月1日
- (3) 令和4年4月1日
- (4) 令和6年10月11日

モノレール工業協会事務局 株式会社ニッカリ モノラック部内 岡山県岡山市中区乙多見 482-1